

第29回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月25日(水)午前11時00分から
2. 開催場所 川西町役場 中会議室
3. 出席委員(10名)
会 長 10番 新野 勝廣
会長職務代理者 9番 高橋 孝博
委 員 1番 竹田 浩徳 2番 阿部 つや子 3番 遠藤 愛 4番 平田 壽和
5番 後藤 満良 6番 勝見 和彦 7番 竹田 総一 8番 市川 博幸
4. 議事日程
第 1 議事録署名委員の指名
第 2 会議書記の指名
第 3 会期の決定
第 4 報告第73号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第 5 報告第74号 非農地証明の結果報告について
第 6 報告第75号 現況地目の認定申請について
第 7 議 第121号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)
第 8 議 第122号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(使用定借権の設定)
5. 農業委員会事務局職員
事務局長 大友 勝治 事務局長補佐 小倉 繁樹 農地係長 竹田 智弘
主任 梅津 智史 主事 田口 実加子 主事 高橋 秀仁
6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により議長となる。)

議長 新野勝廣

ただ今より、第29回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程により進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席1番竹田浩徳委員、議席2番阿部つや子委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります、書記については、事務局職員より竹田農地係長並びに梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第73号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1ページをお開きください。報告第73号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和7年6月25日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。(以下議案書を読み上げる)以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第74号、非農地証明の結果報告について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

係長 竹田 智弘

報告第74号非農地証明の結果報告について、申請件数は1件です。3ページをお開きください。願人、●●、大字尾長島揚場一4091-2、畑 221 m²。非農地となった時期及び事由については、昭和44年ごろから現況宅地となっております。昭和44年ごろに農地の上に農作業場を建てまして、本来ならば転用の申請となりますが、現在に至っています。令和7年6月17日に勝見委員、遠藤委員、事務局で現地調査をしたところ、申請のとおり相違ないことを確認しております。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、報告75号、現況地目の認定申請について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

係長 竹田 智弘

報告第75号、現況地目の認定申請について、申請件数が1件です。5ページをお開きください。申請人●●、大字小松字新町西1644-3、登記地目が田ですが、現況地目が畑への申請でございます。面積が554 m²、内容については、申請地西側に基盤整備が入りましたが、その後申請地に

流れてくる用水の機能が失われ、畑としてしか利用できない状況になった。と言うことで、現在も畑として作物を植えている状態でした。令和7年6月17日に勝見委員と遠藤委員、事務局で現地調査をしたところ、申請のとおり相違ないことを確認しております。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第7、議第121号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 田口 実加子

6ページをご覧ください。議第121号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので、委員会の可否を求める。令和7年6月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字西大塚早瀬二3214、畑 198 m²、離農、経営規模拡大です。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席4番平田壽和委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号1番について、6月19日に推進委員堀越委員が現地調査をしました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。譲受人は所有する畑で野菜を栽培しているのみであるが、譲渡人が県外在住という事もあり、元々譲受人が隣接する自分の畑と併せて一体的に利用していた為、今回の運びとなりました。農地の状況からみて10a対価●●円は妥当と判断します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。ご質問等ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第122号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

係長 竹田 智弘

7ページをお開きください。議第122号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う使用貸借権の設定について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和7年6月25日提出、川西町農業委員会会長名。

1番●●、●●、大字吉田字乱場一2690-1、畑 473 m²、農地区分が第2種農地で一般住宅を建設するための申請となります。補足資料1、2ページは申請書の写しとなります。3ページが今回の申請地となります。転用に係る土地利用計画図は5ページのとおりでございます。総事業費は●●円で、資金調達は全額自己資金の計画です。残高証明書により確認しております。汚水と排水は合併浄化槽、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。なお、地域計画において区域外となりますので、該当地域への意見聴取、計画変更の必要はありません。以上です

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席3番遠藤愛委員より報告願います。

委員 遠藤 愛

番号1番について、令和7年6月17日に勝見委員と私、事務局で現地調査しました。申請の土地は吉田地内にある第2種農地の畑であり、一般住宅を建設するための申請です。転用後は約80cmの盛土を行いますが植生による法面保護を行い、周辺農地への影響もないため申請の内容に問題はないと判断します。以上です。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。ご質問等ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

これをもって、第29回川西町農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和7年6月25日

川西町農業委員会議長	会 長	新野 晴廣
議事録署名委員	1番	竹田 浩徳
議事録署名委員	2番	阿部 千恵子

